

# 社会福祉法人美羽福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美羽福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議等の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費弁償額を支払う。

4 報酬等の支払いは、出席日に支払う。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費弁償額を支払う。

5 報酬等の支払いは、業務があった日に支払う。

## (常勤役員の勤務報酬)

第5条 第3条及び第4条にかかわらず、週平均4日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬、賞与及び実費弁償費を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、第3条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、こ

れを行わないものとする。

3 報酬等の支払いは、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

（監事の報酬）

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費弁償費を支払う。

4 報酬等の支払いは、出席日に支払う。

（退職金）

第8条 理事長が、退職及び死亡時に退職金を支給する。前項の退職金の額は、法人設立時の寄付金額と同額とする。ただし、法人設立時に寄附行為を行っていない者については、支給しない。

（改正）

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成29年 7月 1日改訂

別表1（日額）（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円
評議員会出席報酬等（県外）	5,000円	5,000円

別表2（日額）（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	実 費
理事及び評議員業務報酬等	5,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	5,000円	1,000円

別表3（役員月額報酬表）（第5条関係）

号俸	支給基準額	号俸	支給基準額
1号俸	50,000円	11号俸	550,000円
2号俸	100,000円	12号俸	600,000円
3号俸	150,000円	13号俸	650,000円
4号俸	200,000円	14号俸	700,000円
5号俸	250,000円	15号俸	750,000円
6号俸	300,000円	16号俸	800,000円
7号俸	350,000円	17号俸	850,000円
8号俸	400,000円	18号俸	900,000円
9号俸	450,000円	19号俸	950,000円
10号俸	500,000円	20号俸	1,000,000円